

大分県報

令和二年
号外（七七）
九月三十日

（水曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………

人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部改正……………

訓令 甲

大分県文書管理規程の一部改正……………

大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………

大分県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程の一部改正……………

〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十二号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の福祉保健部の項中

健康づくり支援課	管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、がん・難病対策班、健康危機管理班
----------	---

を

健康づくり支援課	管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、母子保健班、がん・難病対策班
感染症対策課	企画・広報班、予防・検査班、医療調整班

に

改める。

第二十条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「こと」の下に「（感染症対策課の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第二十一号とし、同条第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十七 感染症対策課の庶務に関する事

第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（感染症対策課の分掌事務）

第二十条の二 感染症対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 感染症対策の総合企画及び調整に関する事
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事
- 三 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関する事
- 四 肝炎対策基本法の施行に関する事務のうち、肝炎検査に関する事
- 五 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関する事

別表の福祉保健部の部の健康づくり支援課の款の感染症診査協議会の項を削り、同款の次に次のように加える。

感染症対策課	感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第一項の規定による通知、同法第二十条第一項の規定による勧告及び同法第四項の規定による入院期間の延長並びに同法第三十七条の二第一項の申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関すること並びに同法第十八条第六項及び第十九条第七項の規定による報告に関し、意見を述べること
--------	----------	---

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

〇人事委員会規則

令和二年九月三十日

大分県報号外（規則・人事委規則）

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第九号中「主任部長」の下に「、統括部長」を加える。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二十二号

本 庁

地 方 機 関

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一中

健康づくり支援課

（健康）

を

健康づくり支援課
感染症対策課

（健康）
（感染）

に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。

大分県訓令甲第二十三号

本 庁

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十七条第三項第一号及び第四項中「福祉保健部健康づくり支援課長」を「福祉保健部感染症対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。

大分県訓令甲第二十四号

知 事 部 局

議 会 事 務 局

教 育 庁

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

監 査 委 員 会 事 務 局

警 察 本 部

企 業 局

病 院 局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十一条第二項中「健康づくり支援課長」を「感染症対策課長」に改め、同条第五項中「健康づくり支援課」を「感染症対策課」に改める。

第十六条中「健康づくり支援課」を「感染症対策課」に改める。

別表第三の福祉保健対策部の部の健康づくり支援班の項中「健康づくり支援班」を「感染症対策班」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。